

## 「省CO2行動ルール」

### 自動車等の効率的利用

- ・ 霞が関界隈での移動は、徒歩または共用自転車を使用する。さらに自転車を利用する際は、極力電動アシスト車は利用しない。
- ・ やむを得ず、公用車を利用する場合は、必要最小限とする。

### エネルギーの削減

#### 電力消費量削減

- ・ 朝9時以前及び昼休みには執務室を消灯する。
- ・ 人がいない事務スペースは消灯する。
- ・ コピー機使用後に待機モードに切り替える。
- ・ 離席の際に、パソコンのモードを待機モードとする。
- ・ 1フロアー間の移動は、非常階段を利用する。省内フロアーの移動は極力、非常階段を利用する。
- ・ タクシーの相乗りを励行する。
- ・ ノーカーデーの徹底（「毎月の第一月曜日」の周知及び実施の確認）を図る。
- ・ 洋式トイレの使用後は、暖房便座のふた閉めを徹底する。

#### 水道使用量の削減

- ・ 給湯室等利用の際、湯・水の蛇口をこまめに閉める。

#### 用紙類使用量の削減

- ・ コピー用紙の使用の管理を徹底する。
- ・ コピーをする際に、コピー枚数を記録させることによる枚数削減及び意識の徹底を図る。
- ・ 個人情報など裏面利用が好ましくない書類以外の裏面利用を徹底する。
- ・ コピーやプリントアウト両面利用を徹底する。
- ・ 省内はもちろんのこと、国会等への資料提出を含め、両面コピーを徹底する。

### 再生紙などの再生品や木材の利用

- ・ グリーン調達を徹底する。
- ・ 過剰包装品を極力購入しない。

### ごみの分別

- ・ 別添のとおり、環境省マネジメントシステムによる分別を徹底する。

### 廃棄物の減量

- ・ 3R（Reduce, Reuse, Recycle）の徹底
- ・ マイバッグ等を活用し、レジ袋を辞退する。